

和光市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）

和光市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設の基準) 第12条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるとときは、この限りでない。 (1)～(3) (略) (適用除外)	(施設の基準) 第12条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合 <u>であって</u> 、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるとときは、この限りでない。 (1)～(3) (略) (適用除外)
第17条 (略) (1)～(6) (略)	第17条 (略) (1)～(6) (略)
2 第10条の規定による変更許可を受けた区域（この項において「許可区域」という。）に隣接する区域において新たな区域を加えるため、第8条第1項の規定による申請を行う場合で、当該申請にかかる区域の面積と当該申請日前1年以内の許可区域の面積との合計が500平方メートル以上となるときは、一の変更許可の申請とみなし、前項の規定は適用しないものとする。	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和光市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の経営許可又は変更許可に係る申請について適用し、同日前の経営許可又は変更許可に係る申請については、なお従前の例による。